

天草市児童育成支援拠点事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施説明書

次のとおり（公募型）プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和8年4月30日

天草市長 馬場 昭治



1 実施の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする「児童育成支援拠点事業」を本市で行うにあたり、本市において最も効果的な提案をする支援事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

なお、本事業の速やかな開始を図るため、天草市設計業務等委託契約に係る公募型プロポーザル方式事務処理要領第7条第3項及び第13条の規定に基づき、参加表明書及び技術提案書の提出要請・受領の手続きを併せて行うものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

天草市児童育成支援拠点事業

(2) 業務内容

別紙「天草市児童育成支援拠点事業業務委託に係るプロポーザル業務説明書」のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

(4) 契約上限金額 9,939千円

（消費税法別表第二に該当するため、同法第6条第1項により消費税が課されない）

【内訳】 運営費：5,456千円

（主な経費：人件費、事業費、管理費・事業所維持費、事務用品費、通信費等）

送迎加算：483千円

（送迎は必須とする）

開設準備経費：4,000千円以内

（主な経費：建物の改修・修繕工事費、家電、家具、什器の購入費等）

※詳しくは、こども家庭庁発出の「事業に関するFAQ」を参照すること。

※上記の業務ごとの価格を超える提案は失格とする。

※本提示額は、提案にあたっての上限額となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなり、提示した額とは必ずしも一致しない。

3 参加要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 代表者及び契約締結代表者が、競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続

- き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 会社更生法第 17 条又は民事再生法第 21 条の規定による、更生又は再生手続きをしている法人でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる者でないこと。
 - (5) 天草市物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領若しくは、天草市工事等請負及び委託契約に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でない者。
 - (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がない者。
 - (7) 当該プロポーザルに付する業務に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者。
 - (8) 営業開始後 1 年を経過しない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業再開後 1 年を経過していない者のいずれにも該当しない者
 - (9) 法人格を有すること。

4 実施説明書、業務説明書（仕様書）等の交付

- (1) 交付期間 令和 8 年 4 月 30 日（木）から令和 8 年 6 月 30 日（火）まで
- (2) 交付方法 天草市ホームページに記載する。
[天草市ホームページ] ⇒ [入札・契約] ⇒ [公募型指名競争入札・プロポーザル情報] の当該ホームページ内からダウンロード可能

5 実施説明書、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票（様式第 7 号）に必要事項を記載し、電子メールで送信すること。

- (1) 質問の受付場所 14 に同じ
- (2) 質問の受付期間 令和 8 年 4 月 30 日（木）から 6 月 16 日（火）午後 5 時まで。
- (3) 質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、プロポーザル参加表明のあった者すべてに対して電子メールにより回答する。
※質問の受付、回答は、上記の定めに基づき行うこととし、別途個別の問合せには対応しない。

6 応募書類の提出

当該プロポーザルへの参加を希望する者は、参加を表明する書類として、以下の書類を提出する。

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）…1 部
 - イ 会社概要（様式第 2 号）…1 部
 - ウ 業務実績調書（様式第 3 号）…1 部
 - エ 業務の実施体制（様式第 4 号）…1 部
 - オ 技術提案書（様式第 6 号）（表紙）…1 部
 - カ 企画提案書（任意様式）…原本 1 部 副本 10 部
 - キ 工程表（任意様式）…原本 1 部 副本 10 部
 - ク 見積書（任意様式）…原本 1 部 副本 10 部
- (2) 作成にあたっての注意事項
 - ア 提出書類の規格は、A 4 版、長辺綴、横書き、片面とする。
 - イ 業務実績調書に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付する

こと。

ウ 「8 審査項目及び評価基準」に示した観点に基づく、企画提案をすること。

(3) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限 令和8年6月30日(火)午後5時まで(必着)

※提出期限後に到着した参加表明書等は無効とする。

イ 提出場所 14に同じ

ウ 提出部数 ア～オ：原本1部 カ～ク：原本1部、副本10部

エ 提出方法 持参若しくは郵送による

※郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

7 審査方法

(1) 審査の主体

事業者選定の審査は、本市職員のうちから選任する「天草市児童育成支援拠点事業業務委託プロポーザル選定委員会」が評価を行う。

応募事業者が4者以上あった場合のみ、事前に第1次審査(書類審査)を行い、第2次審査の対象提案者を3者に絞る。

(2) 審査の基準

「天草市児童育成支援拠点事業業務委託基準」によるものとする。

(3) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

ア 日程：令和8年9月3日(木)(予定) 詳細については対象者に別途連絡する。

イ プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された技術提案等のみを使用し、追加の資料配布は認めないものとする。ただし、プロジェクターの使用は可とする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、机、椅子、プロジェクター1台、スクリーン1台及び電源は当市で用意するが、パソコンは提案者側で用意すること。なお提案者側が持ち込んだ物品を使用しても可とする。

エ 本審査への出席者は3人以内(うち1人は業務を中心的に担当する者)とし、ヒアリング時間は1者あたり40分程度(準備10分、説明15分以内、質疑15分程度)とする。

8 審査項目及び評価基準

(1) 審査の方法

ア 企画提案書に基づく第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)は、企画提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数いる場合は、委員会で協議し決定する。なお、各委員の評価の平均点が135点(230点満点)に満たない場合は、市が要求する基準に満たないものとして選定しない。参加者が1者のみの場合も同様とする。

イ 選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

※審査は、次に示す観点から、総合的かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価のポイント
(1)実施方針【15点】	○本市の児童福祉施策、こどもの居場所支援に係る制度や現状等に関する理解ができており、本事業の趣旨を正確に理解した提案内容となっている。

(2)業務処理体制【90点】	<p>○児童福祉に関する専門的な知識、経験及びノウハウ等を有している。</p> <p>○本業務を安定的に運営する人員（管理者1名、支援員1名以上を必置とする）体制が整っている。</p> <p>○職員の育成に関して、技術向上を目的とした適切な方法、体制が整っている。</p> <p>○履行場所に関して、交通の利便性が考慮され、適切に運営できる体制が整っている。</p> <p>○専門的なケアが必要な支援対象児を発見した場合、適切な機関へつなぐ体制が整っている。</p> <p>○学校、福祉事務所、民生委員・児童委員その他関係機関との連携及び支援体制が整っている。</p> <p>○適切な個人情報の管理（物理的対策（鍵付き書庫、個室）に加え、SNS利用ルールや職員教育等の組織的対策）が確保されている。</p>
(3)事業内容【75点】	<p>○事業の実施に関して、運営方法が具体的で、かつ安全・安定した運営が見込まれる内容となっている。</p> <p>○提供する支援について、具体的で効果的な内容になっている。</p> <p>○事業運営に関して、地域住民から理解し協力を得られるよう調整方法等を具体的に検討されている。</p> <p>○事業内容の実行スケジュールは、妥当なものとなっている。</p>
(4)その他【50点】	<p>○予算の範囲内で、人件費が適切に配分され、その他事業実施のための費用が社会通念上適切に確保されている。</p> <p>○当該業務に類する業務をこれまで実施したことがある。</p> <p>○事業に取り組む意欲が感じられる。</p>

(4) 契約候補者の選定

- ア 提出された技術提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
- イ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
- エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

9 審査結果の通知・公表

- (1) 全提案者の順位と点数は、技術提案書等を提出した全ての者に書面にて通知するとともに、天草市ホームページにおいて公表する。
- (2) 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明
 - ア 9(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
 - イ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり
 - (ア) 受付場所 14に同じ

- (イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- ウ アに対する回答は、原則として、その説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。
- エ 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

10 契約の締結

- (1) 受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内で、市と契約を締結する。
- (2) 契約保証金の納付義務
有。ただし、天草市契約規則第20条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の可否
作成を要する。
- (4) 支払条件
後払いとする。

11 無効となる提案等

- (1) 次に該当する提案は無効とする。
 - ア 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案
 - イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 本説明書に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 見積金額が2(4)における契約上限金額を超える提案
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (2) 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに参加を希望する者で、本市の競争入札参加資格を有していない者は、令和8年8月31日までに、本市のホームページに掲載している「天草市入札参加資格審査申請システム」に指名競争入札（見積）参加資格審査に必要な事項の入力及び所定の書類データを添付することで資格審査の申請を行い、契約の締結日までに当該資格の認定を受けなければならない。
 - ・問い合わせ先 天草市総務部契約検査課物品契約係
電話 0969-23-1111
- (3) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 1者に付き提案は1つとし、複数の提案はできない。
- (5) 提出された参加表明書は、返却しない。
- (6) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。
ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りでない。
- (7) 技術提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面により届け出るものとする。
- (8) 技術提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (9) 受領期限後における参加表明書又は技術提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (10) 著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、天草市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は技術提案書等の全部又は

一部を無償で使用できるものとする。

- (11) 提出された技術提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (12) 特定しなかった技術提案書は、返却する。
- (13) 技術提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおり

実施内容	実施期間又は期日
応募書類の提出	令和8年4月30日(木)から令和8年6月30日(火)まで
質問の受付	令和8年4月30日(木)から令和8年6月16日(火)まで
質問の回答	令和8年6月23日(火)まで
第1次審査(書類審査)	令和8年7月14日(火) 予定
現地視察	令和8年7月28日(火)・令和8年7月30日(木) *両日ともに午前10時から12時
第2次審査(ヒアリング)	令和8年9月3日(木) 予定
審査結果の通知	令和8年9月16日(水) 予定
契約締結予定日	令和8年9月30日(水) 予定

14 担当部署

- (1) 担当部署及び問合せ先

〒863-0034 天草市浄南町4番15号(複合施設こころす内)

天草市健康福祉部こども家庭課こども相談係

電話：0969-22-0404

メールアドレス kokasen@city.amakusa.lg.jp